

◆第90号議案 令和元年度（2019年度）箕面市一般会計補正予算（第7号）

無所属の中西智子です。

第90号議案 令和元年度（2019年度）箕面市一般会計補正予算（第7号）について、反対の立場で討論いたします。

反対理由の1つは、総合水泳・水遊場整備事業にかかるPFI事業者選定業務委託料2981万円、及び債務負担行為42億7499万3000円が計上されていることです。

最初に申し上げておきますが、私は温水プールの整備にあたまから反対しているわけではありません。レジャー型プールについても、あれば良いと答える市民の方がいらっしゃるであろうことも承知しています。しかし、限りある財源の中で、ライフサイクルコストを考慮し、将来負担がどのように推移するのか、きちんと検討されなければならないと考えます。そのうえで、最善策を市民の皆さんへお示しすべきです。さらに、PFI事業者に委ねる件についてはVFM（バリューフォーマナー）が得られるかどうかの資料が不足しており、判断ができません。

今年6月に「最終報告書」が提出され、立地条件を考慮した収支の試算や事業手法の検討等とともに、VFMの試算の結果、約3億円のメリットがあるという数値が示されました。VFMは公共施設等の整備や維持管理に関する事業をPFI事業として実施するかどうかを評価する基本となりますが、この時点では、大規模修繕費が含まれていませんでした。私は6月議会において、大規模改修費を想定した試算を行うべきであると求めましたが、市は、今後、全体構想等の中で示されるという説明でした。

しかし11月末に策定された「全体構想・基本計画」においても大規模改修費は示されず、また駐車場の仕様が大きく変わり、維持管理費も変わるであろうと思われませんが、新たなVFMは示されないまま、PHI方式ありきとなっています。これではPFIがよいかどうかの判断ができません。

また「全体構想・基本計画」は、プール運営会社3社、デベロッパー2社、ゼ

ネコン1社からのヒアリングが基になっている、とのこと。市に事業所名を訊ねたら、「言わないし、言わない理由も言えない」という理解しがたい答が返ってきました。

この事業計画に示された「屋外プール利用者を年間5万人程度確保することができれば採算をとることが可能」という点については、その積算根拠も示していただけませんでした。さきの事業者コメントには大人の利用料金が1000円前後、子どもはその半額と記されていることから、試算に用いられている可能性があります。最終報告書の時点では、利用料の目安として屋内は大人620円、屋外は640円、子どもはその半額ということで、収支の試算モデルが提示されていましたので、やはり採算性を考慮してのことなのか、と思えてしまいます。

民間並みに近い料金を設定しても、お金のある人は、他市からでも訪れるでしょう。しかし、市民プールには、誰もが利用しやすい利用料が求められます。現在の市民プールは子ども100円、大人は210円です。子どものお小遣いで利用できる、また家計が苦しくても、親子で負担感を感じることなく楽しめる料金設定を、まずは第一に考えるべきであると考えます。しかし利用料金について、市の理念や考えが示されないまま、独立採算制を採用すれば、利用料金に跳ね返るか、人件費コストが圧縮されるか、事業者の自主事業として、営利目的の事業が市の施設内で行われるか、ということになるでしょう。

また債務負担行為についてですが、そもそもPFI事業者の選定スケジュールについては、実施方針の策定・公表に4カ月程度、特定事業選定の公表に1カ月程度が標準的な所要時間であると、最終報告書に示されています。そうであるならば、事業者の公募は来年度になることは必至であるため、債務負担行為は来年の第1回定例会で提案されても十分なタイミングであったと考えます。

2点目に、特別会計介護保険事業費繰り出し金（臨時）、27万5000円が含まれている点です。これは、介護保険事業申請について、マイナンバーカードを利用してオンライン申請ができるという市の任意事業関連であり、マイナポータル内の「ピッタリサービス」サイトに繋がるための作業委託費です。

市の資料には、自宅や事業所から申請できる、とありますが、対象となっている要介護・要支援認定申請や更新、区分変更申請等、9種類の申請事務は、その

大部分をケマネジャーが行っています。家族が直接申請するということは、ほとんどありません。

また、オンライン申請を行っても、被保険者証の原本は、郵送しなくてはならず、年間取扱件数の半分以上は原本を送付する手間と費用がかかります。

個人番号カードを取得していないケアマネは、わざわざカードを申請しなければならず、オンライン申請のためには2000円～3000円するカードリーダーの購入を余儀なくされます。大部分の申請にはPDF化した添付書類が必要なので、パソコン作業が苦手な人もいらっしゃるでしょうから、ケアマネの負担軽減とはいいがたいと感じる人は少なくないようです。

この制度のメリットの1つに、申請書類を取り寄せる手間が省ける、といわれていますが、申請書類は、市のホームページからも出力できますので、これも誇大広告のようです。

基本的な申請手続きには申請者本人のマイナンバーを記入し、本人確認のための身分証明書を添付し、被保険者証の原本を提出します。来庁すればこれだけでよいのですが、オンライン申請の場合は、申請をおこなうケアマネの本人認証が必要になるため、個人番号カードとカードリーダーが必要になります。

委員会では、オンラインサービスが介護者の不安軽減につながる、という市の説明がありましたが、オンラインサービス（ピットリサービス）を見なくても、市のホームページや地域包括支援センターの丁寧な説明があれば、安心できるのではないのでしょうか。

また、ケアマネからは、日ごろから煩雑な書類を簡素化してほしい、という声があがっておりますが、オンライン申請で、手続きが簡略化されるということにはなっていません。

個人番号カードの取得が伸びないのは、カードの必要性をあまり感じないとか、多額の税金を投入していながら、費用対効果の説明が不透明であることなどが要因ではないかと考えています。また将来的に、行政分野外の民間での利用も計画されており、さまざまな個人情報と紐づけされる危険性も懸念されています。国はカード取得を増やすために、公務員の取得調査をおこなうなど、行き過ぎた行為に走っており、問題であると考えています。紛失や盗難のリスク、マイナンバーを口実にした詐欺などが懸念されるため、マイナンバー制度は、最小限の利

用とし、税と社会保障制度のみの利用にとどめておくべきであると考えます。さらに大阪府下では、高槻市のみが導入予定であることも付け加えておきます。

3点目に、生涯学習センターの指定管理料5億3596万3千円についてです。これまでも議論してきましたように、メイプル文化財団に管理・運営が担えないということではなく、同一労働・同一賃金を考えるならば、今以上の効率化を求める訳にはいかないだろうと思います。これからはますます市民協働によるまちづくりが求められています。さまざまな市民活動や社会教育分野について、市民や市民活動団体等と直接向き合う場である生涯学習センターの事業を全面的に指定管理者へ委ねることには反対です。

以上の理由から、この補正予算には反対といたします。